

平成29年12月15日（金曜日）

議 事 日 程

平成29年12月15日 午前10時00分 開議

日程第1 議案第36号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件から議案第40号 村道の路線認定の件まで及び陳情第4号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情
(常任委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

追加日程第1 議案第41号 舟橋村教育委員会委員任命の件
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

追加日程第2 議員提出議案第2号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について
議員提出議案第3号 道路整備予算の総額確保と道路財特法による補助率の嵩上げ措置の継続に関する意見書の提出について
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

追加日程第3 選挙第4号 三郷利田用水市町村組合議会議員選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	田村	馨君
2番	杉田	雅史君
3番	吉川	孝弘君
4番	森	弘秋君
5番	明和	善一郎君

6 番 川 崎 和 夫 君
7 番 竹 島 貴 行 君
8 番 前 原 英 石 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金 森 勝 雄 君
副 村	長	古 越 邦 男 君
教 育	長	高 野 壽 信 君
総 務 課	長	松 本 良 樹 君
生 活 環 境 課	長	吉 田 昭 博 君
会 計 管 理 者		田 中 勝 君
代 表 監 査 委 員		吉 川 良 二 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 前 原 靖

午前10時00分 開議

○議長（川崎和夫君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成29年12月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第36号から議案第40号まで及び陳情第4号

○議長（川崎和夫君） 日程第1 議案第36号から議案第40号までの5件及び陳情第4号の1件を一括議題とします。

ただいま議題となりました各案件につきましては、各常任委員長から委員長報告が提出されており、その審査結果はお手元に配付のとおりです。

（常任委員長報告）

○議長（川崎和夫君） 各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

総務教育常任委員長 明和善一郎君。

○総務教育常任委員長（明和善一郎君） おはようございます。

本定例会におきまして、総務教育常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第36号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、議案第37号 専決処分の承認を求める件のうち当委員会所管部分及び議案第38号 平成29年度舟橋村一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管部分であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、さきの9月定例会において継続審査に付されていた陳情第4号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情については、賛成多数で採択することとしました。

以上をもちまして、総務教育常任委員長報告といたします。

○議長（川崎和夫君） 次に、産業厚生常任委員長 森 弘秋君。

○産業厚生常任委員長（森 弘秋君） 本定例会におきまして、産業厚生常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第37号 専決処分の承認を求める件のうち当委員会所管部分、議案第38号 平成29年度舟橋村一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管部分、議案第39号 平成29年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第40号 村道の路線認定の件であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長報告といたします。

○議長（川崎和夫君） 以上をもって、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。

（質 疑）

○議長（川崎和夫君） これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（川崎和夫君） これより、各案件に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

1番 田村 馨君。

○1番（田村 馨君） 陳情番号4、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情に反対の立場から討論を行います。

本意見書案は、市町村が継続的に森林の整備・保全に取り組めるよう、安定財源の確保に向けて森林環境税を早期に創設することを国に求める。そして、その際、この新たな税を活用した森林整備等が円滑に進められるよう、市町村の体制整備を支援するとともに、都道府県の役割や県の独自課税との関係を明確化するよう求める内容であります。

意見書案が強調しているとおり、森林が果たしている多面的機能は、国民にさまざまな恩恵をもたらしております。これらの機能を十全に果たすために、間伐などの森林整備を着実に実施する必要があるということについて、異論はありません。必要な財源を

確保し、資源循環型の林業や木材産業の再生を図る取り組みが重要であります。問題は、その財源をどこに求めるのかということでもあります。

自民党・公明党が発表した平成29年度税制改正大綱を見ると、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする、仮称であります。森林環境税の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得ると書かれてあります。国民に等しく負担を求めることを前提とした森林環境税の創設は賛同できません。

そもそも環境にかかわる分野では、環境破壊、環境汚染を引き起こす原因を発生させている汚染者に対しその損害の費用を払わせる、いわゆる汚染者負担の原則、PPPが一般に定着しております。森林の減少や化石燃料の使用増大による温室効果ガスの急増が地球温暖化の原因とされています。温室効果ガスを削減するためには、国内のCO₂総排出量の8割を占める産業界の取り組み、とりわけ電力、鉄鋼など大口排出者の対応が決定的な鍵を握っております。平成24年から施行されている地球温暖化対策のための税は、CO₂排出量に応じた税率を課すというものであります。その税制度の拡充を図るとともに、その使途として森林吸収源対策を位置づけるようにすべきだと私は考えます。

日本共産党は、大企業のCO₂排出量削減目標達成のための補助手段として、二酸化炭素の排出量に着目した環境税の導入を提案しております。汚染者負担の原則に基づき、森林の整備・保全・再生のための財源を確保していくことが必要ではないでしょうか。

国土の3分の2が森林で覆われている日本ですが、林業は衰退の一途をたどってきました。林業従事者は1980年代から比較しても3分の1にまで減少し、手入れがされず荒廃した森林が日本中に広がっています。

もともと日本の林業は、戦後、建築用木材として国が主導して杉、ヒノキの植林が進められるという人工林拡大政策が行われてきたわけですが、これらの木材が育つ前の1964年に木材輸入が自由化され、安価な外国産材が市場を席卷し、国産材は流通、加工などのコスト競争でおくれをとり、外国産材が短納期、低価格で届くシステムが構築され、国産材の自給率は15年ほど前には20%以下にまで落ち込みました。

ただし、近年は合板製造業で国産間伐材の利用が前進していることや外国産材の輸入

量減少などにより3割程度まで回復しています。戦後植林され成長してきた木々は本格的に利用可能な樹齢に達しており、私は今こそ適切な森林整備と国産材の供給体制の確立、林業・木材産業の再建、林業労働者の確保や技術の継承など、我が国の森林・林業を再生するための施策に本腰を入れるべき時期が到来していると考えます。

意見書でも述べられておりますとおり、森林は木材供給という面はもとより、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止など多面的な機能を有しております。「地方創生」という言葉が今強調されておりますが、林業の活性化は中山間地農業の振興と並び、山村の活性化、地域経済の活性化につながる重要なテーマであろうと考えます。

木が育つためには30年、50年という長い年月が必要であり、林業政策というものは、私たちの子どもや孫、さらにはそれに続く世代にどのような国土・環境・産業を残すのかという、すぐれて未来への責任が問われる分野であります。

また、地球温暖化対策も、人類の未来を守る喫緊の課題であります。日本は1990年比で温室効果ガスを6%削減することを国際社会に約束、うち3.8%が森林による二酸化炭素の吸収量で達成するという計画であります。

汚染者負担の原則にのっとり、森林整備のための財源を確保することが最も効果的かつ合理的であるという意見を表明して、討論を終わります。

○議長（川崎和夫君） 以上で通告による討論を終わります。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

（議案の採決）

○議長（川崎和夫君） これより採決いたします。

まず、議案第36号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について採決します。

この案件に対する総務教育常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川崎和夫君） 起立全員であります。

よって、議案第36号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 専決処分の承認を求める件について採決します。

この案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川崎和夫君） 起立全員であります。

よって、議案第37号 専決処分の承認を求める件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成29年度舟橋村一般会計補正予算（第5号）及び議案第39号 平成29年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の2件を一括して採決します。

以上の案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

以上の案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川崎和夫君） 起立全員であります。

よって、議案第38号 平成29年度舟橋村一般会計補正予算（第5号）及び議案第39号 平成29年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 村道の路線認定の件について採決いたします。

この案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川崎和夫君） 起立全員であります。

よって、議案第40号 村道の路線認定の件は原案のとおり可決されました。

（陳情の採決）

○議長（川崎和夫君） 次に、さきの9月定例会において継続審査に付されていた陳情第

4号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について採決します。

この陳情に対する総務教育常任委員長の報告は採択であります。

この陳情について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川崎和夫君） 起立多数であります。

よって、陳情第4号については採択とすることに決定いたしました。

日 程 の 追 加

○議長（川崎和夫君） お諮りします。ただいま、村長から、議案第41号 舟橋村教育委員会委員任命の件が提出されました。

これを日程に追加し、議案第41号を追加日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議 案 第 4 1 号

○議長（川崎和夫君） 追加日程第1 議案第41号 舟橋村教育委員会委員任命の件について議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（川崎和夫君） 提案理由の説明を求めます。

村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 本日、追加提案いたしました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第41号 舟橋村教育委員会委員任命の件につきましては、杉田 勲委員から、一身上の都合により平成29年12月28日をもって職を辞したい旨の願いが提出され、受理いたしました。

つきましては、残任期間の委員に喜渡浩明氏（仏生寺 2 3 1 番地、昭和 5 1 年 1 1 月 1 0 日生まれ）にお願いしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

（質 疑）

○議長（川崎和夫君） これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（川崎和夫君） お諮りいたします。本件については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

○議長（川崎和夫君） これより採決いたします。

議案第 4 1 号 舟橋村教育委員会委員任命の件について採決します。

議案第 4 1 号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川崎和夫君） 起立全員であります。

よって、議案第 4 1 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日 程 の 追 加

○議長（川崎和夫君） お諮りします。ただいま、前原英石君から、議員提出議案第2号 全国森林環境税の創設に関する意見書、竹島貴行君から、議員提出議案第3号 道路整備予算の総額確保と道路財特法による補助率の嵩上げ措置の継続に関する意見書が提出されました。

これらを日程に追加し、議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号を追加日程第2として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号を追加日程第2に追加し、議題とすることに決定しました。

議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号

○議長（川崎和夫君） 追加日程第2 議員提出議案第2号 全国森林環境税の創設に関する意見書及び議員提出議案第3号 道路整備予算の総額確保と道路財特法による補助率の嵩上げ措置の継続に関する意見書を議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（川崎和夫君） まず、前原英石君より提案理由の説明を求めます。

8番 前原英石君。

○8番（前原英石君） 私は、明和善一郎君、森 弘秋君、吉川孝弘君、杉田雅史君の4名の賛同をいただき、議員提出議案第2号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について提案するものであります。その提案理由の説明を申し上げます。

我が国は地球温暖化対策として温室効果ガス削減目標を国際的に約束しておりますが、これを達成するには森林吸収源対策の推進が不可欠であり、また市町村主体となって森林保護などの対策に取り組むには、恒久的・安定的な財源が必要となっております。

山村地域における森林吸収源対策の推進は、地球温暖化防止だけではなく、雇用の確保、国土保全、地方創生等にもつながり、そのための市町村の財源強化は大変重要であります。

よって、舟橋村議会として国会及び政府関係機関の長にこの意見書を提出し、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための全国森林環境税の早期導入を強く求めるものであります。

何とぞ全会一致のご賛同をいただき、関係機関への意見書提出に議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由説明といたします。

お願いいたします。

○議長（川崎和夫君） 次に、竹島貴行君より提案理由の説明を求めます。

7番 竹島貴行君。

○7番（竹島貴行君） 私は、同僚議員、前原英石君、明和善一郎君、森 弘秋君、吉川孝弘君、杉田雅史君の賛同をいただき、議員提出議案第3号 道路整備予算の総額確保と道路財特法による補助率の嵩上げ措置の継続に関する意見書提出を提案するものであります。その提案理由について説明を行います。

道路は、住民の豊かな生活や活力ある産業、経済、社会活動を支える最も基礎的な社会資本であります。

舟橋村におきましては、住民生活の安心・安全確保のため、道路や歩道の整備に努めているところですが、今後において道路の維持管理や更新などに要する費用の増大が見込まれます。また、地方創生実現のため、村の創意工夫を最大限に生かした地域づくりと村への人の流れをつくるネットワーク形成が重要であります。

また、東日本大震災を踏まえ、地域住民の安心・安全の確保や地域経済の活性化に不可欠な道路整備予算を確保し、道路整備の一層の推進が極めて重要となっております。

このような中、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による補助率等の嵩上げ措置が平成29年度までとなっており、平成30年度から道路の補助率等が低減されることは、村の負担増が見込まれ、必要な道路整備に遅れが生じるおそれや交通安全対策の滞りも懸念されます。

よって、舟橋村議会として国会並びに政府に意見書を提出し、道路整備予算の総額確保と「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による補助率の嵩上げ措置を平成30年度以降も継続、さらに地方創生推進のためにも必要な道路整備に対する補助率等の拡充を強く求めるものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（川崎和夫君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

(質 疑)

○議長(川崎和夫君) これより、それぞれの案件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川崎和夫君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

(討 論)

○議長(川崎和夫君) お諮りいたします。両案件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川崎和夫君) ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川崎和夫君) 討論がないようですから、討論を終わります。

(採 決)

○議長(川崎和夫君) これより採決いたします。

まず、議員提出議案第2号 全国森林環境税の創設に関する意見書について採決します。

議員提出議案第2号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(川崎和夫君) 起立多数であります。

よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号 道路整備予算の総額確保と道路財特法による補助率の嵩上げ措置の継続に関する意見書について採決します。

議員提出議案第3号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川崎和夫君） 起立全員であります。

よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先、方法については、議長にその取り扱いを一任されるようお願いいたします。

日 程 の 追 加

○議長（川崎和夫君） お諮りします。選挙第4号 三郷利田用水市町村組合議会議員選挙について、これを日程に追加し、選挙第4号を追加日程第3として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙第4号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

選 挙 第 4 号

○議長（川崎和夫君） 追加日程第3 選挙第4号 三郷利田用水市町村組合議会議員選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

三郷利田用水市町村組合議会議員に

舟橋村竹内469番地2 喜 田 義 孝 君

舟橋村竹内186番地 高 田 美穂子 君

の2名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました喜田義孝君、高田美穂子君を三郷利田用水市町村組合議会議員の当選人にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました喜田義孝君、高田美穂子君が三郷利田用水市町村組合議会議員に当選されました。

議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

○議長（川崎和夫君） 次に、日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件について議題といたします。

本件については、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、各委員会から閉会中における所管事務の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件は、申し出一覧表のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査の申し出一覧

委員会名	所管事務調査事項
議会運営委員会	1 議会の運営に関する事項
	2 議会関係の条例及び規則に関する事項
	3 議長の諮問に関する事項
総務教育常任委員会	1 村政の重要施策の推進に関する事項
	2 防災対策の強化に関する事項
	3 行財政の効率的な運営に関する事項
	4 学校教育の充実に関する事項
	5 スポーツ、生涯学習及び地域文化の振興に関する事項
	6 消防の充実、強化に関する事項
	7 他の常任委員会に属しない事項

委 員 会 名	所 管 事 務 調 査 事 項
産業厚生常任委員会	1 生活環境及び道路交通網の充実に係る事項 2 村民の健康維持、増進に係る事項 3 住民福祉の増進に係る事項 4 農業の振興対策に係る事項 5 商工業及び観光の発展に係る事項

○議長（川崎和夫君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村 長 挨 拶

○議長（川崎和夫君） 本定例会を閉会するに当たり、村長から挨拶があります。

村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出いたしました6議案につきまして、満場一致のご同意をいただき、まことにありがとうございます。

一般質問にありました食品ロスの削減、消防団員の定数確保と女性団員の加入、通学路の安全性の確保、小中一貫校の取り組みの中で本校の特徴を生かして体育での均衡に配慮することなどにつきまして、各議員からご指摘、ご提言をいただきました。

これらのことを真摯に受けとめまして、今後の施策に盛り込んでまいる所存であります。どうかご理解とご支援を賜りたいと思います。

議員の皆様には、時節柄健康に十分留意されて、輝かしい新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

○議長（川崎和夫君） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成29年12月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時36分 閉会